授業料等減免制度のご案内
（入校後１年を経過していない学生の新規申請用）

令和７年度　４月・１０月申請

この制度は、経済的に困難な状況にある学生にも職業に必要な技能・技術・知識を習得する機会の拡大を図るためのものです。

この「ご案内」では、減免対象となるための要件や必要な手続の流れについて記載しています。

内容を十分ご理解の上、希望者は手続を行ってください。

なお、ご不明な点等があれば、担当者にご相談ください。

1 認定要件

次の①～④の全ての要件を満たすことが必要です。

① 国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

ア　日本国籍を有する者

イ　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者

ウ　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

エ　出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると当校の長が認めた者

オ　出入国管理及び難民認定法別表第一の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、下記のいずれにも該当する者

・国内で出生又は 12 歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者

・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者

・当校修了後も日本で就労して定着する意思があると当校の長が認めた者

カ　本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案してオに掲げる者に準ずると当校の長が認めた者

※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については支援の対象にはなりません。

② 学業成績等に関する要件

次の各条件に該当すること。ただし、過去に本制度による授業料等減免を受けた者にあっては、「認定の取消」をされていないこと。

ア　普通課程、専門課程、専門デュアルシステム、総合課程への入校者

次のＡからＤまでのいずれかに該当すること

Ａ　高校等の評定平均値が 3.5 以上であること

Ｂ　入校試験の成績が上位２分の１以上であること

Ｃ　高校卒業程度認定試験の合格者であること

Ｄ　学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

イ　応用課程への入校者

次のＡ又はＢのいずれかに該当すること

Ａ　応用課程入校前の専門課程、普通課程等の成績が上位２分の１以上であること

Ｂ　学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

③ 家計の経済状況に関する要件

次のア及びイに掲げる基準を満たすこと。

ア　収入に関する基準

学生及びその生計維持者のそれぞれの「市町村民税の所得割額」を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当すること。ただし、政令指定都市が発行する課税（所得）証明書により証明される市民税の所得割額については、その額に４分の３を乗じて得た額を用いることとすること。

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100 円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3
第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3
多子世帯(※)	上記に関わらず所得制限なし	満額（上限の範囲内）

※　生計維持者の扶養親族（生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。）数が３以上である世帯

※　多子世帯の判断はすべての生計維持者の課税（所得）証明書により証明されている扶養家族の「子ども」の数及び税情報で確認できない生計維持者に生まれた実子等の数により判断されます。

税情報で確認できない生計維持者に生まれた実子等とは、前期（支援始期が４月～９月）には直前の３月末までに出生した実子等を、後期（支援始期が 10 月～３月）には８月末までに出生した生計維持者の実子等を、扶養家族の「子ども」に含めることが可能となります。また、生計維持者の実子、養子のうち特別養子縁組による者、児童福祉法に基づき里親に委託された者（いわゆる里子）などが対象となります。

イ　資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕

5,000 万円未満

※多子世帯の場合は３億円未満

なお、ここで言う資産とは、次のものであること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え （仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む）
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。（ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。）
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	―
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等（延べ棒） ※ 宝石（指輪等）は含まない。

資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

ウ　「生計維持者」の定義

学生の「生計維持者」に該当する者については、次の整理により判断すること。

ⅰ）父母がいる場合…父母が生計維持者となる。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2 名）が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。）

ⅱ）父母がいない場合…父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる（父母を亡くした後、叔父夫妻により生計を維持されている場合は、叔父・叔母のうち１名が生計維持者となる）。生計を維持する者がいない場合（独立生計の場合）は、学生本人のみが生計維持者となる。

ⅲ）社会的養護を必要とする者（児童養護施設等に入所していた者等）の場合
…父母の有無を問わず、独立生計と見なし、学生本人のみが生計維持者となる。

❷ 減免額

① 減免の対象となる授業料、入校料

減免の対象範囲は「授業料」、「入校料」であり、実習費などとして「授業料」「入校料」とは別に徴収されているものは含まれません。ただし、入校料の減免が受けられるのは、入校直後の申請期間（４月）に減免申請を行って認定を受けた者に限ります。

なお、自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、本制度と併せて利用することについては、制限するものではありません。

② 住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）及び多子世帯の学生に対する減免額

授業料等減免の額は、当該学生に係る次表の授業料及び入校料の額となります。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯及び多子世帯の学生）（※）

課程	入校料	授業料（年額）
総合課程	282,000 円	535,800 円
専門課程	169,200 円	390,000 円
専門課程活用型デュアルシステム	なし	390,000 円
応用課程	112,800 円	390,000 円
普通課程	なし	115,200 円

③ 住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の学生に対する減免額

住民税非課税世帯に準ずる世帯（以下、「準ずる世帯」という。）の学生に対しては、住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する減免額の３分の２の額（第Ⅱ区分）又は３分の１の額（第Ⅲ区分）を減免する。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生）（※）

課程	第Ⅱ区分（第Ⅰ区分の 2/3）		第Ⅲ区分（第Ⅰ区分の 1/3）	
	入校料	授業料（年額）	入校料	授業料（年額）
総合課程	188,000 円	357,200 円	94,000 円	178,600 円
専門課程	112,800 円	260,000 円	56,400 円	130,000 円
専門課程活用型デュアルシステム	なし	260,000 円	なし	130,000 円
応用課程	75,200 円	260,000 円	37,600 円	130,000 円
普通課程	なし	76,800 円	なし	38,400 円

（※）授業料の減免は学年を前期と後期に分けて、１学年において２回実施されるため、減免額は１回につき、上記②、③の表の半期分の額となります。

❸ 申請手続

１．申請書類

以下の表を確認の上、該当する書類を提出して下さい。

対象者	必要書類
全員	①授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式１）及び別紙１ ②市区町村の発行する住民票（発行日が３ヶ月以内であって、申請者本人及びすべての生計維持者のもの。マイナンバーや本籍地の記載がないもの。）（原本） ③課税（所得）証明書（申請期間中に市区町村で発行される直近の本人分及びすべての生計維持者分）（原本） ※居住地の市区町村が発行するもので、市町村民税の所得割額が確認できるもの ※市町村民税は、令和７年度４月の申請においては令和５年１月１日現在（令和７年度１０月の申請においては令和６年１月１日現在）で居住しているところ（原則として住民票の住所）で課税されるため、１月２日以降に他の市区町村に転居した場合は、１月１日時点で居住していた市区町村から取り寄せること。 ※生計維持者が令和５年１月１日時点で海外に居住している（いた）場合は、課税（所得）証明書が発行されないため、別途学務課（学務援助課、学生課）へ相談すること。 ※多子世帯に該当する場合には、すべての生計維持者の扶養する子どもの人数が「扶養控除」欄で確認できるもの市区町村から取り寄せること。 ④能開大等の授業料等減免に係る学修計画書（様式３）
以下は、該当者のみ提出が必要な書類です。	
外国籍の者 ※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は本制度の対象外）	在留資格に関する要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類（在留資格・期限が明記されているもの）※本人分のみ ・「在留カード」（写し） ・「特別永住者証明書」（写し） ・その他市区町村の発行する住民票（原本、全員が提出する書類として提出されている場合は併用可）等在留資格・在留期限等が明記されているもの ※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類の写しを併せて提出すること。
申請者本人又は生計維持者が生活保護を受給していた者	・生活保護決定（変更）通知書（写し）等 ※保護受給期間に、申請を行う年（申請を行う月が１月から５月である場合は、申請を行う年の前年）の１月１日を含むことがわかるものを提出すること。
社会的養護を必要とする又はしていた者	・児童養護施設等の在籍又は退所証明書（原本）
申請者本人（学生等）が独立生計の者 ※該当する場合は、事前に相談すること	・申請者本人の健康保険資格を証明する書類（加入先から送付される資格確認書、資格情報通知書、マイナポータルの医療保険資格情報ページの写し等） ※令和７年１２月１日までの申請においては健康保険証（写し）も可。

	・父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（父母の源泉徴収票（写し）等）
多子世帯の者	・すべての生計維持者（父母等）の扶養親族の全員の住民票（原本） ※すべての生計維持者の課税（所得）証明書により証明されている扶養家族のもの ・（新たに生まれた子がいる場合）出生届又は母子手帳（写し）

※必要に応じて追加書類（「授業料減免申請書類チェックシート」等）の提出を求める場合があります。

２．手続の基本的な流れ

手続の基本的な流れは下図のとおりとなります。

なお、一度認定され、その後も減免を希望する場合は、半年ごとに「継続願」を提出し、成績及び収入要件による審査を受ける必要があります。この審査の結果、減免の認定が取り消されたり、減免の区分が変更になったりする場合があります。

① 申請書の提出…前期分：４月末日まで／後期分：１０月末まで

「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（様式１）及び別紙１や前掲の必要書類等を作成の上、担当へ提出

↓

②ポリテクカレッジによる審査…前期分：５月～６月／後期分１１月～１２月

※新規申請の審査では、学修計画書の記載内容について、個別面談による確認を行います。

↓

③審査結果通知…前期分６月中旬頃／後期分１２月中旬頃

↓

④入校料・前期授業料の納付…別途通知する期限内

第Ⅱ区分（３分の２免除）又は第Ⅲ区分（３分の１免除）に該当、もしくは不認定だった場合は、期限内に必要な額の納付を行うこと。

↓

⑤継続願の提出…１０月／次年度４月（課程が変わる場合は新規申請となる）

後期以降も授業料減免の継続を希望する場合は、半年に１回「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」（様式２）及び別紙１（以下「継続願」という。）を提出し、学業成績、収入及び資産に関する要件の確認を受ける必要があること（詳細は別途）

❹ その他の措置

令和７年４月の申請者については、令和６年１月１日以降に以下のような予測できない事由により家計が急変し、緊急に減免の支援が必要となった場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たし、審査の結果認定されれば支援の対象となるため、該当すると思われる場合は担当者に随時相談してください。

（１）生計維持者の一方（又は両方）が死亡
（２）生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、３ヶ月以上、就労が困難
（３）生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
（４）生計維持者が震災、火災、風水害等で被災

❺ 注意事項

１．認定後の授業料減免の継続手続について

（１）継続して授業料減免を受けるために、半年に１回（年２回）、所定期間内に「継続願」を提出する必要があります。この手続を怠ると、授業料減免は停止となります。

２．授業料減免の継続のための要件確認について（適格認定）

（１）授業料減免の継続にあたっては次の要件確認が必要となります。

①年１回行う家計状況の確認により、収入や資産が授業料減免の基準を満たすかどうか、及び基準を満たす場合の授業料減免の支援区分の判定がなされ、この結果に従い、授業料減免の停止や授業料減免を継続する際の支援区分の変更があり得ること。

②半期毎に行う学業成績の確認により（総合課程は年度末に１回）、成績不良のため基準を満たさない場合は、授業料減免の「廃止」や「警告」という措置が講じられること。

「廃止」となった場合は、以降の授業料減免が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなること（専門課程在籍時に「廃止」に該当した場合、応用課程へ進学した場合でも、支援の対象とならないこと。）。

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があること。連続して成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となること（２回目の警告区分が区分の２に該当する場合は３期連続警告区分で「廃止」となること。）。

著しく成績不良である場合は、当該学期の初日（総合課程は年度の初日）に遡って認定を取消され、その年度で減免された授業料を納付する必要が生じること。

（２）懲戒としての退校、停学、戒告又は訓告の処分を受けた場合は、授業料減免については「廃止」又は「停止」になること。認定を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日付で認定の取消を行い、処分日の属する学年の初日に遡って授業料を徴収することとなります。

３．休学・退校について

（１）休学・退校する場合は、休学・退校願を提出する際に、必ず、減免の担当者にも申し出て、必要な手続を行ってください。

（２）正規の手続により休学した場合は、復学後、授業料減免を申請することが可能です。

４．不正による認定の取消しについて

学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、授業料等減免対象者としての認定を取消し、減免していた授業料等について、支払いを求めます。

５．授業料等減免制度認定後の学業成績認定要件について

（１）概要

授業料等減免制度の支援が開始されると、半期毎に１回（総合課程は年に１回)、学業成績を確認します（適格認定)。

適格認定時は、新規申請時の学業成績の基準とは異なる基準を用いて審査を行います。

（２）適格認定時の学業成績基準

下表の「廃止」の区分に該当していないこと。

区分	学業成績の基準
廃止	次の１～４のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき １　修業年限（※）で卒業又は修了できないことが確定したこと。 ※普通課程は１年、専門課程・専門ＤＳ・応用課程は２年、総合課程は４年 ２　累積修得単位数が標準単位数の６割以下であること。 ３　授業への出席率が６割以下であること。その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 ４　次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。 なお、「警告」の連続により「廃止」となった者のうち、２度目の「警告」が、平均成績等が所属科における下位４分の１の範囲に属することのみによる場合には、翌期の学業成績等が「警告」の区分でなければ再度支援を受けることを可能とする。ただし、その場合にあって３回「警告」が連続する場合は「廃止」となること。
警告	次の１～３のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき １　累積修得単位数が標準単位数の７割以下であること。 ２　平均成績等が所属科における下位４分の１の範囲に属すること。ただし、次のア、イに該当する場合を除く。 ア　能開大等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ技能照査に十分に合格できる水準にある場合 イ　社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 ３　授業への出席率が８割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前の「廃止」区分の３に掲げる基準に該当するものを除く。）

（３）その他

予測できない事由により家計が急変したことによる申請（家計急変申請）についても、認定を受け支援が開始されたら、新規申請時とは異なる学業成績基準（上表）を用いて審査を行います。